

令和7年度苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金 【申請要領】

障がいのある人もない人も共に尊重し合い、共に暮らせるまちづくりが必要です。そのために、飲食、物販、医療など日常的に不特定多数の方にサービスを提供する事業者等が障がいのある人等に対して合理的配慮の提供※を行いやすい環境を整えるために必要な費用の一部を助成します。

※ 合理的配慮の提供とは

障がいのある人が、困っている場面において、障がいのない人と同じ権利を行使できるようにするために、本人の意思を尊重しながら、負担が重すぎない範囲で適切な措置を講じること。

【助成対象経費】

対象経費	摘要	助成限度額
コミュニケーションツール 作成費	・点字メニュー ・会話ボード など	25,000円
物品購入費	・筆談ボード ・折りたたみ式スロープ ・簡易洋式トイレ ・受付用ローカウンター ・高さ可動式テーブル など	50,000円
工事施工費	・階段等の手すりの設置 ・段差の解消 ・点字ブロック等の敷設 ・便器の手すり設置 ・和式トイレの洋式化 ・ドアの改修、取替え ・洗面所、手洗い場等の改修 など	100,000円

【公募期間】 令和7年5月1日から9月30日まで

(土日祝日を除く8時45分から17時15分まで)

※ 申請件数が多数の場合には、抽選による選考を行います。

※ 予算の都合上、予告なく終了する場合があります。

【応募方法】持参又は郵送

【応募先】 苫小牧市福祉部障がい福祉課

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号 南庁舎1階 緑の14番窓口

電話：0144-32-6356 FAX：0144-36-3121

(詳細は裏面につづく)

1 助成対象者

- 要綱に定める条件を全て満たすものとします。
- (1) 苫小牧市内で、飲食、物販、医療など日常的に不特定多数の方が利用するサービスの提供を行っている事業者であること。
 - (2) 苫小牧市内に事務所又は事業所等を有していること。
 - (3) その他（要綱参照）

2 対象経費

- 要綱の別表に定める経費であり、次の要件を満たすものとします。
- (1) 申請時において事業に着手していないこと。なお、事業の着手とは、物品の購入等については納品等とし、工事の施工については杭打ち等とします。
 - (2) 令和8年3月31日までに事業が完了すること。

3 申請件数等

同一法人・事業者の申請は要綱の別表に定める対象経費の区分毎に1申請に限ります。また、国や都道府県、市町村から既に補助や助成を受けている案件は対象外となります。

4 申請から助成までの流れ

- 申請から助成までの流れは、次のとおりとなります。
- (1) 申請書（様式第1号）に必要な添付書類等を添えて、持参にて提出してください。
（必要な添付書類）
 - ・コミュニケーションツールの作成 : 仕様書、見積書
 - ・物品の購入 : 物品のカタログ等の写し、見積書
 - ・工事の施工 : 工事計画書、見積書、図面
 - (2) 申請が採択された場合には、市より決定通知書（様式第3号）が送付されます。
 - (3) 決定通知書の交付後に、事業に着手してください。
 - (4) 事業が完了しましたら、完了報告書（様式第6号）に必要な添付書類等を添えて、持参にて提出してください。提出期限は、事業完了後30日以内となります。
（必要な添付書類）
 - ・コミュニケーションツールの作成 : 納品書の写し、領収書の写し
 - ・物品の購入 : 納品書の写し、領収書の写し
 - ・工事の施工 : 領収書の写し、工事契約書等の写し
 - (5) 完了報告が適当であると審査された際には、市より助成金額決定通知書（様式第7号）が送付されます。
 - (6) 助成金額決定通知書に基づき、助成金請求書（様式第8号）を作成し、市に助成金の交付を請求してください。（請求については、持参に加えて郵送も可とします）
 - (7) 助成金請求書による請求に対して、市より助成金が交付されます。

5 お問い合わせ先

苫小牧市福祉部障がい福祉課 合理的配慮助成金担当

TEL：0144-32-6356 FAX：0144-36-3121